

スタートアップと知財紛争

弁護士
清水 亘 Wataru Shimizu

I はじめに

ビジネスは生き馬の目を抜く厳しい競争の世界であり、どれほど予防策を講じても、競合他社とのトラブルを生じることがある。まして、近時は、自社の競争優位を基礎付けるツールである知的財産・知的財産権の重要性が認識されているので、訴訟に至らないまでも、ビジネスをめぐるつばぜり合いとして、知的財産・知的財産権に関する紛争が起きることは珍しくない。

一般に、経営資源の限られるスタートアップでは、知的財産・知的財産権のマネジメントが後手に回りがちである。とはいっても、スタートアップには、人材の流動性が高い、大企業とのオープンイノベーションで情報を開示することがある、ビジネスのスピードが速く、事業をピボット（方向転換）することもある等の固有の特色があり、大企業以上に知的財産・知的財産権のマネジメントが重要である。また、スタートアップは、シード・アーリー（創業期）、ミドル（成長期）、レイター（Exit期）とビジネスが変化するので、各ステージの状況に応じた知的財産・知的財産権への配慮が必要である。

万一、スタートアップが知財紛争に巻き込まれれば、レビューーションが低下し、ブランドが棄損されるおそれがあるのみならず、実際に損害賠償を請求されるほか、資金調達やExit

に悪影響が生じることも懸念される。

そこで、本稿では、ビジネス・ステージの変化も視野に入れながら、スタートアップに生じ得る知財紛争とその予防策等について述べる。

II スタートアップと知財紛争① ノウハウに関する紛争

1 人材の流動に伴う知財紛争

(1) 人材の移動とノウハウの流出・流入

スタートアップでは、従業員の中途入社や退職が日常茶飯事であり、場合によっては、共同創業者の一部が離脱することすらある。

こうした人材の流動は、ノウハウに関するトラブルのきっかけになることが多い。従業員や共同創業者が企業から離脱すれば、ノウハウが外部に流出するリスクがあるからである。仮にスタートアップのビジネスを支えるノウハウが流出すれば、市場における競争優位が失われ、ビジネス上のライバルを生み出すこともあるので、最大限、留意すべきである。他方、新しく入社した従業員が前に勤めていた企業のノウハウを持ち込めば、情報がコンタミ(Contamination)して競合他社から訴えられるリスクがあることにも注意を要する。

人材の流動に伴うノウハウ紛争は、シード・アーリー期からレイター期までいずれのステージにおいても起きる可能性があり、スタートアップとして最も注意すべき紛争類型といえ